



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

意外と知らない 備えてトクする節税対策!

新型コロナウイルス感染症に振り回される中、環境の大きな変化によって売上が落ち込む方もいれば、時勢に乗って臨時的に所得を伸ばす方もいます。一時的に所得が増える見込まれる方は特に注目です。以下に、将来の備えにも役立つ比較的取り組みやすい節税対策をご紹介します。

国民年金の各種制度を利用して節税

① 保険料の追納(後払い)制度

老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて受け取れる年金額が低くなります。過去に免除等を受けた期間のある方は、追納をすることで老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

※追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られており、従来の年金額に経過期間に応じた加算金がかかります。

② 付加保険料の納付制度

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月額400円)を収めると、老齢基礎年金に付加年金が加算される制度があります。付加年金の年金額は、200円×付加年金納付月数ですので、2年以上年金を受け取ると支払った付加年金以上の年金を受け取ることができます。

※国民年金基金に加入している方は、付加年金制度を利用することができません(国民年金基金が付加年金を代行しているため)。

追納や付加保険料で支払った保険料については、支払った年の社会保険料控除となります。また、同一生計の配偶者や親族分の保険料についても、社会保険料控除の対象となる場合があります。



中小企業退職金共済制度で節税 **当会で加入申込ができます!** **専従者のみでも加入OK!**

○独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営する従業員の積み立て退職金制度です。国がつくった制度なので、安心して退職金の積み立てができます。

○一定の加入要件はありますが、掛金は全額経費になります(原則として従業員全員が加入する必要あり)。

○新規加入助成や掛金増額助成など、国からの掛金の助成制度があります(同居の親族のみを雇用する事業主は助成の対象外)。

※12カ月分の掛金前納が可能です。臨時的に所得が増える見込みの方は、前納制度を利用して経費を増やすことも可能です(ただし、前納を希望する月の前月25日までに申請が必要)。

※すでに小規模企業共済に加入している専従者や従業員は、中小企業退職金共済には加入できません。

「小規模企業共済」掛金減額手続きの取り扱いを終了します

平成28年に小規模企業共済制度が法改正され、それまで必要とされていた「委託機関(当会や金融機関等)による減額理由の確認」が不要となりました。これにより以降は、原則としてご自身で直接、同制度を運営する中小機構に減額の申込書を提出していただくこととなりましたが、当会では引き続き、皆さまの利便性に鑑み書類の受付を行ってまいりました。

法改正から5年を経過したのを機に、令和3年10月末をもって本サービスを終了する運びとなりました。何卒ご了承ください。

【今後の掛金減額の手順】

①掛金月額変更申込書(様式 小102-1)を記入する

(書類は、中小機構より共済契約締結証書と一緒に送付されています。)

紛失した場合は、「定型書類の自動発送サービスTEL:042-567-3308」より入手できます。郵送されるまで1週間程度かかります。)

②書類を中小機構へ郵送する

【送り先】〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル 中小機構 小規模共済契約課

※減額申し込みには締切りがあります。締切日は毎月変わります。引落日に1か月以上の余裕をもって到着するよう郵送ください。

● 9/30(木)は個人事業税の第1期の納付期限です! ●

令和2年分の所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めてください。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

※令和2年分所得税の確定申告期限が延長されましたので、個人事業税第1期の納付期限も延長されています。ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。

個人事業税 第1期 納付期限	9月30日(木)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(火)

※年税額が1万円以下の場合、9月30日までに全額納付となります。

個人事業税は、道路、港湾などの県の施設を利用し、または行政サービスを受けて収益活動を行っている事業に対し、その事業を行っている人に、これらの施設や行政サービスに必要な経費を分担させる目的の税制です。

青色申告特別控除額65万円(もしくは55万円・10万円)を控除しない所得が290万円を超える事業者は、個人事業税の納付義務があります(青色専従者給与については控除の対象となります)。

個人事業税の計算方法

$$(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{専従者給与} - \text{各種控除}) \times \text{税率}$$

※各種控除については、事業主控除290万円(事業期間が1年に満たない場合は月割額)のほか、繰越損失控除が該当します(損失の繰越控除については、青色申告者で赤字繰越や災害損失の繰越などが該当)。

※税率は原則5%ですが、畜産業や水産業は4%、あんま・マッサージ・はり・灸・柔道整復師などその他の医業に関する業種の方は税率が3%となります(社会保険診療報酬にかかる所得については非課税です)。

福岡県「中小企業者等月次支援金」及び福岡市「売上が減少した事業者への支援金」の給付対象者について(訂正)

青色だより7月号で紹介しておりました支援金の給付対象となる住所地等の記載に誤りがございました。

□福岡市「売上が減少した事業者への支援金」について

(誤) 事業所が福岡市の方 ⇒ (正) 住民票上の住所又は事業所等が福岡市にあること

□福岡県「中小企業者等月次支援金」について

(誤) 事業所が福岡市もしくは北九州市以外の方 ⇒ (正) 確定申告書の納税地が福岡市もしくは北九州市以外の方

訂正してお詫び申し上げます。なお、5月分の申請については両支援金とも8月31日まで(福岡県の支援金は6月分の申請期限も同日)となっておりますので、給付対象となる方は期限をよく確認して申請してください。

法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

8月17日(火) 15時~17時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までお問い合わせください。

税務相談日のお知らせ

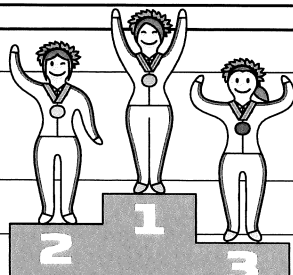
税理士による無料相談

8月2日(月)・19日(木)・9月6日(月)

各日 10時~12時 / 13時~16時

ご希望の方は事前に事務局までご予約ください。

行事予定 今月以降の	行事予定日		行事内容	
	8月2日(月)・19日(木)	9月6日(月)	税務相談日	
	8月17日(火)		法律相談日	
	8月31日(火)		【該当者のみ】消費税の中間申告期限	



ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com
H P: http://aioiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

いよいよ東京オリンピックが開幕しましたね。コロナウイルス感染症の影響で1年の開催延期となり、加えてほぼ無観客での開催と、今までにないような大変な状況となっています。出場する選手にとっても、コロナ禍での実施は普段以上にプレッシャーがかかることでしょう。今回のオリンピックは、開催に際していろいろと言われていましたが、せっかくの自国開催ですので個人的にはテレビの前で選手を応援したいと思っています。